

令和 7 年度離島町村等人材確保支援事業業務委託 企画提案仕様書

本事業は県の予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名

令和 7 年度離島町村等人材確保支援事業業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

3 事業目的

本県の離島町村等（離島13町村及び国頭村、大宜味村、東村）においては、近年、職員採用募集に対する応募者の減少や早期退職者の増加により、公務人材の確保が課題となっている。その背景には、各町村役場での業務内容や離島での生活等について十分に発信できていないことがあると考えられる。

本事業は、離島町村等の職員採用活動について、複数の町村が共同で採用活動を行うことで発信力を高める取組を支援するとともに、業務内容や離島での生活を体験できる取組を支援することでミスマッチや早期退職を抑制すること等により、離島町村等における安定的な公務人材の確保を図ることを目的とする。

4 事業概要

沖縄県内の(1)に示す町村を対象として、当該町村の希望に応じて(2)の支援を行う。

(1) 支援対象とする 16 町村（以下「離島町村等」という。）

国頭村、大宜味村、東村、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、与那国町、竹富町

(2) 支援内容

ア 離島町村等の採用情報や職場紹介、各種採用イベント等の情報を集約し、幅広く広報するためのWebサイトの開設・運営、SNS等を活用した広報の実施

イ 沖縄県や民間が主催する就職合同説明会や各種イベントにおいて、離島町村等が共同でブースを設置するための運営支援

ウ 学生等を対象として、離島町村等の役場の業務内容や離島での生活を体験できる職場体験イベントの開催支援

- エ 離島町村等の人事担当者等を対象とした採用活動に関する研修支援
- オ 上記支援に関して、特に支援が必要な自治体（渡名喜村）への伴走支援

5 委託業務の内容

(1) 採用活動の広報支援

ア Webサイトの開設・運営について

離島町村等の採用情報や職場紹介、各種採用イベント情報などを集約したWebサイトを構築し、県や各離島町村等から提供する素材をもとに、情報掲載、更新等の管理運営を行うこと。

掲載内容は次に挙げる情報のほか、離島町村等における公務人材確保に役立つ情報を適宜掲載すること。

- ① 離島町村等の採用情報（1次募集、2次募集等）
- ② 離島町村等の職場紹介（先輩職員の声、生活環境等）
- ③ 離島町村等の各種採用イベント情報（職場体験イベント情報等）

※職場体験イベントの申込みやサイト内からの問合せ等、必要に応じて就職希望者等が情報を送信し、離島町村等へ提供できるようにすること。
情報収集に際しては、サイト上で個人情報の取扱いの承諾を得るなど、関係法令を遵守して慎重に行うこと。

※スマートフォン等のモバイル端末からも閲覧できる形式とすること。

※不正アクセスや情報改ざん等を防止するための必要なセキュリティ対策を行うこと。

※サイト運用に係るサーバーや回線等の環境は、受託者が用意し、保守管理を行うこと。

※Webサイトへのアクセス状況を集計・分析し、効果検証を行うこと。

イ SNS等を活用した告知について

離島町村等の採用情報や各種採用イベント情報等について、県内外大学や移住希望者向けにSNS等を活用した効果的な告知を行うこと。

ウ 県や支援機関が実施する取組との連携

広報支援に当たっては、沖縄県公式移住応援サイト「おきなわ島ぐらし」の活用や県が就職支援協定を締結している県外大学・専門学校との連携などを図ること。

(2) 就職合同説明会等への参加運営支援

沖縄県や民間が主催する就職合同説明会等に、離島町村等が共同でブースを設置するための参加申込み手続、説明会に向けての事前準備（掲示物作成、資料の取りまとめ、資料作成のアドバイスなど）、説明会当日の会場設営を支援すること。

※離島フェアや保育士就職合同説明会など、沖縄県が主催する各種イベントについて、調整が可能であれば、ブース設置やPR資料を配布する等効果的な取組の実施を支援すること。

※各離島町村等担当者の旅費は、各町村の負担とする。

(3) 職場体験イベントの開催支援

学生等を対象として、対象者が参加しやすい時期に離島町村等の役場の業務内容や離島での生活を体験できる職場体験イベントを開催するための支援を行うこと。

ア 特設サイトでの参加申込み受付、参加者情報の離島町村等への提供

イ 職場体験プログラム作成のアドバイス

ウ その他運営支援

※支援の対象は、職場体験イベントの開催を希望する町村に限る。

(4) 採用活動に関する研修支援

離島町村等の採用力向上に資する研修を開催する。

ア 対象者 主に人事担当課長、人事担当者、若手職員等

イ 研修方式及び回数 オンライン（１回）及び対面方式（１回）

ウ 研修日程

６月までの期間に基礎的な研修をオンライン方式で１回、就職合同説明会開催前までに実践的な研修を対面方式で１回開催するものとする。

エ 研修内容

①オンライン方式（基礎研修） １回

民間の採用活動の状況、就職希望者へのアプローチ手法（ＰＲ資料の作成、職場体験イベント運営等）、職場定着の取組 等

②対面方式（実践研修） １回

就職合同説明会におけるプレゼン手法、学生とのコミュニケーション能力向上 等

※各離島町村等の参加者の旅費は各町村の負担とする。

(5) 特に支援が必要な自治体（渡名喜村）への伴走支援

(1)～(4)の支援について、特に支援が必要な自治体（渡名喜村）に対しては、適宜助言や事務的な補助など伴走支援を行うこと。

6 業務計画について

以下に示す離島町村等の試験日程等を考慮し、適切な時期に前記５の各業務が実施できるよう、業務計画を立て、効果的な事業運営に努めること。

【参考】離島８町村が実施する共同試験の日程（案）

７月１日～７月３１日 募集期間（予定）

９月１日～９月３０日 一次試験（テストセンター）期間（予定）

１０月下旬～１１月下旬 二次試験（面接、小論文等）期間（予定）

１２月中旬 合格発表

7 連携協力について

事業実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、離島振興施策との相乗効果が得られるよう、県が実施する離島振興に関する事業や、離島町村等、その他就職支援機関等と連携、協力すること。

8 事業実施状況の報告

委託業務期間中は、原則として月 1 回程度事業の進捗状況の報告を実施するものとする。

9 引き継ぎについて

本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。

10 成果物

(1) 成果報告書

業務による成果を明らかにするための報告書を作成し、電子データを業務完了時に提出すること。

(2) 経費報告書

業務に要した経費を明らかにするための報告書を作成し、電子データを業務完了時に提出すること。

(3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(6) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

11 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の 50 %を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画競争型随意契約参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア 事業Webサイトの保守及び管理
- イ コンテンツ制作
- ウ 各種媒体での広告宣伝
- エ その他、簡易な業務
 - (ア) 資料の収集・整理
 - (イ) 複写・印刷・製本
 - (ウ) 原稿・データの入力及び集計
 - (エ) 新聞、雑誌等における広告宣伝のうち、受託者が掲載原稿を作成するもの
 - (オ) チラシ・ポスターの製作・印刷
 - (カ) その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの
- オ その他、県と事前協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

12 個人情報の取扱い

本業務の専用Webサイトで取り扱うデータ、システム構成情報等の情報資産及びシステムを構成する機器について、適切な管理及び有効活用を図るため、沖縄県情報セキュリティ基本方針、沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び実施手順書を遵守するものとする。また、業務の遂行にあたって、情報セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整え、情報セキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

13 その他

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、県及び受託者で協議の上、定めるものとする。